

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和4年11月30日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社りそな銀行

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

りそなプリカ（りそなウォレットサービス）

○申出の方法

りそなウォレットアプリで口座登録済みの方については、口座へ直接返金させていただきますのでお申出は不要です。

なお、既にりそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の口座を解約済みの方については、下記払戻しの申出期間内にお問い合わせ先（りそなキャッシュレスデスク）にお申出ください。その際、本人確認のため、名前、住所、電話番号等を確認させていただきますので宜しくお願いいたします。

○払戻しの申出期間

令和4年12月1日（木）10時から令和5年1月31日（火）18時まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

○払戻しの方法

口座振込（振込手数料弊社負担）

○払戻しに関する問い合わせ先

りそなキャッシュレスデスク 0120-36-3989

（平日9:00~19:00/土日祝9:00~17:00）

以上
株式会社りそな銀行
令和4年12月1日